伊 健 後 第 1458 号
令和８年11月10日
（2026年）

公 告

伊丹市長　　中田　慎也

下記の書類については、その送達を受けるべき者の住所・居所が不明のため地方税法第２０条による書類の送達ができないので、地方税法第２０条の２により公示送達する。

送達すべき書類は伊丹市において保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付するので担当課まで申し出てください。

記

１．送付すべき書類の名称　　督促状

２．送達を受けるべき者　　別紙のとおり
※上記送付すべき書類の名称も記載

担当課名　伊丹市健康福祉部保健医療推進室後期医療福祉課

別紙

番号	氏名（名称）	送付すべき書類の名称
1	吉田　正勝	督促状
2	鸛見　憲	督促状